

第80回国民スポーツ大会青森市案内所設置運営要項

1 趣旨

この要項は、「第80回国民スポーツ大会青森市広報基本計画」及び「第80回国民スポーツ大会市民運動基本計画」に基づき、第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）において、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、競技会、宿泊、交通のほか、日本を代表する火祭り「青森ねぶた祭」をはじめとする文化・観光、りんご、カシス、ホタテなどの豊富な食材などを使った物産等の案内等を行う案内所の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2 案内所の種類

案内所は、総合案内所及び受付案内所とする。

3 設置場所

(1) 総合案内所

関係機関等と協議の上、主要駅等に設置する。

(2) 受付案内所

競技団体等との協議の上、各競技会場に設置する。

4 設置期間

(1) 総合案内所

関係機関等と協議の上、定める。

(2) 受付案内所

各競技会の開催期間中とする。

5 開設時間

(1) 総合案内所

午前8時30分から午後5時までとする。

(2) 受付案内所

開会行事又は競技開始1時間前から閉会行事又は競技終了後30分までとする。

(3) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ青森市実行委員会は、上記(1)及び(2)について、関係機関・競技団体等と協議の上、必要に応じて変更することができる。

6 活動内容

(1) 総合案内所

ア 交通、競技及び観光案内に関すること。

イ 配布物の管理に関すること。

ウ 総合案内所周辺の装飾の管理に関する事。

エ その他各種案内に関する事。

(2) 受付案内所

ア 大会参加者等の受付及び案内に関する事。

イ 競技案内に関する事。

ウ 交通、宿舎及び観光の案内に関する事。

エ 遺失物及び拾得物の取扱業務及び一時保管に関する事。

オ 迷子等の対応に関する事。

カ その他各種案内に関する事。

7 その他

(1) この要項に定めるもののほか、案内所の設置運営に関して必要な事項は、別に定める。

(2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における案内所の設置運営についても、必要に応じてこの要項を準用する。